

# 利用手続きについて

各自治体によって統一の入所申込書を使用しています。

この申込書に記入いただいた要介護度その他の内容を点数化し、入所優先度を算出します。

入所者決定の際には入所優先度を考慮して、施設から入所希望者にご連絡を差し上げます。

## 入所申込から入所まで

### 1 入所の申込み

#### 1 利用日・利用時間

入所を申込み方、またはご本人に代わって申込みご家族の方（以下「入所希望者」という。）は、所定の入所申込書に記入してください。

#### 2 意見書の記入を依頼する

申込書裏面「介護支援専門員（ケアマネジャー）等意見書」の記入が必要となっています。下記の表により該当するところに記入を依頼してください。

ご本人の居場所	サービス受給状況	意見書の記入の依頼先
自宅	介護保険サービスを受けている、受けたことがある	担当のケアマネジャー（介護支援専門員）
	介護保険サービスを受けていない、ケアマネジャーがいない	お近くの地域包括支援センター
入院中	入院前に介護保険サービスを受けていた	担当していたケアマネジャー（入院してから3カ月以上経過した場合は下記によってください）
	入院前に介護保険サービスを受けていない	病院に相談員等がいる場合施設入所を申し込む事情を話し、記入してもことが可能であれば依頼してください。 （文書料等自己負担が発生することがあります）  病院に相談員等がいない場合、また、相談員等はいるが記入してもらうことが難しい場合この場合は申し込む方がご本人の状況、ご家族の状況、介護の状況を記入してください。 （ご本人または代理人の記入で結構です。その場合、一番下の氏名欄に、(例)「足立花子(申込者または申込代理人)」と記入してください。）
老人保健施設、 その他施設に入院中		施設のケアマネジャー、施設の指導員・相談員等

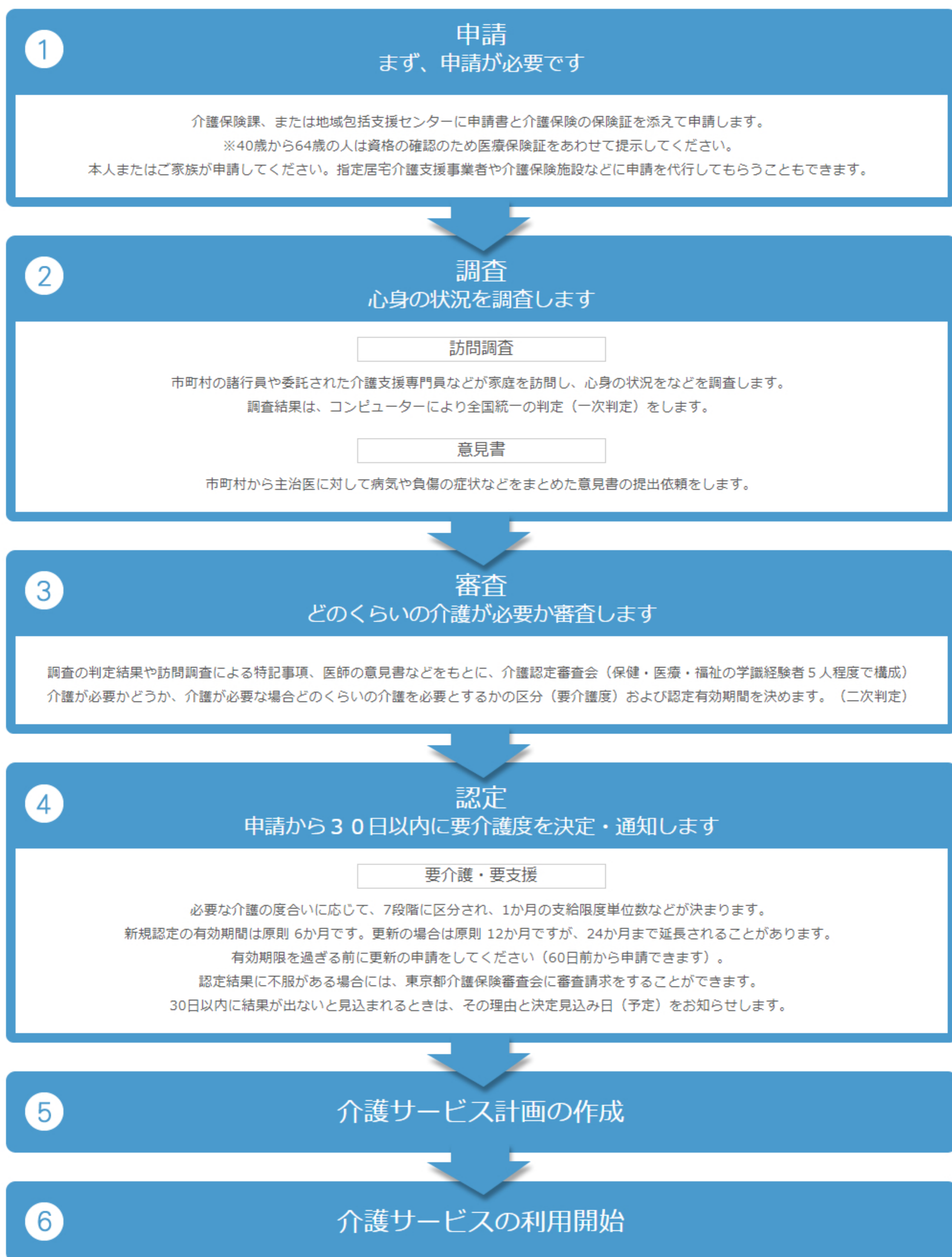
#### 3 申込書を提出する

入所申込書と介護支援専門員等意見書を、入所希望者が各施設に直接提出するか、または地域包括支援センター等を通じて提出してください。

## 介護保険を受けるには？

介護サービスを利用するには、申請を行い要介護認定を受ける必要があります。

介護サービスを利用するまでの手順をみてみましょう。



## 要介護・要支援の区分

要介護認定区分	サービス受給状況
要支援1	障害のために生活機能の一部に若干の低下が認められ、介護予防サービスを提供すれば改善が見込まれる。
要支援2	障害のために生活機能の一部に低下が認められ、介護予防サービスを提供すれば改善が見込まれる。
要介護1	立ち上がりや歩行が不安定。排せつ、入浴などに一部介助が必要。
要介護2	立ち上がりや歩行などが自力では困難。排せつ、入浴などに一部または全体の介助が必要。
要介護3	立ち上がりや歩行などが自力ではできない。排せつ、入浴、衣服の着脱などに全体の介助が必要。
要介護4	排せつ、入浴、衣服の着脱など日常生活に全面的介助が必要。
要介護5	意志の伝達が困難。生活全般について全面的介助が必要。

### 非該当（自立・特定疾病以外）

介護保険のサービスは受けられませんが、ほかの保険・福祉サービスを受けられる場合があります。

「自立」と判定された人へのサービスについては、高齢福祉課・地域包括支援センター「さわやかサポート」にお問い合わせください。

### お問合せ・ご相談はこちら

TEL:03-3736-1216（居宅介護支援事業所直通）

受付時間9:00～18:00 定休日:日曜・年始（1/1～1/3）

FAX:03-3736-1215

